

議案第55号	三田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について			
公園みどり課	平成24年7月1日から都市公園として新たに駅前大深公園の供用を開始するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。			
【関係法令】 都市公園法				
【改正理由】 都市公園として新たに駅前大深公園を追加するため。				
【改正内容】 平成24年4月1日から都市公園として新たに下深田公園の供用を開始【別表第1関係】				
152	駅前大深公園	三田市駅前町550番6	街区公園	197.00㎡
※供用公園数【現行】151公園⇒【改正後】152公園				
【施行期日】 平成24年7月1日				